与那国島地区

備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第３５５号

大阪市東成区東今里２丁目10番３号　今里内外マンション26号

債務者　中川　太一

1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井坂和香子
4　破産債権の届出期間　平成25年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６８号

大阪市浪速区敷津西１－３－23―903、住民票上の住所堺市東区高松227番地２　シティパーク北野田918号

債務者　和田香央莉こと　和田　香織

1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田あやこ
4　破産債権の届出期間　平成25年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５号

神奈川県平塚市四之宮２丁目３番85―302号　メゾン湘南双洋

債務者　三井　浩治

1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木下美帆
4　破産債権の届出期間　平成25年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４１号

神奈川県平塚市片岡385番地の１　エクセルコート坪井Ｂ―102

債務者　石田　敦寛

1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上慶一郎
4　破産債権の届出期間　平成25年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４２号

奈良市南京終町２丁目251番地の５　シティパレス21やすらぎの道ＰＶ―254号

債務者　後藤　一男

1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　隆志
4　破産債権の届出期間　平成25年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２号

青森県上北郡おいらせ町下明堂63番地２

債務者　三村　陽子

1　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　　薫
4　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
青森地方裁判所十和田支部